

三次市自主防災組織代表者会議 次第

日 時 令和7年11月18日(火) 14:00～

場 所 三次市役所本館6階 601～603 会議室

1 開 会

2 紹 介

- (1) 広島県知事表彰について
- (2) 会長・事務局長の交代について

3 危機管理監挨拶

4 説 明

- (1) 新たな防災気象情報について(情報提供) …資料1
- (2) 要支援者名簿の提供及び個別避難計画について
- (3) 自主防災組織活動補助金等について …資料2
- (4) 指定避難所及び地域避難場所の届出について …資料3

5 その他

6 閉 会

新たな防災気象情報（R8出水期から運用開始予定）

- 防災気象情報（大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。**（例：レベル4 大雨危険警報 等）
- 情報と対応する防災行動との関係が明確に。（レベルの数字で、とるべき行動が分かる！）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	河川氾濫 1級河川などの 大きな河川の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 高波による浸水	住民が とるべき行動
5	レベル5 大雨特別警報	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
-----<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>-----					
4	レベル4 大雨危険警報	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
3	レベル3 大雨警報	レベル3 氾濫警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
2	レベル2 大雨注意報	レベル2 氾濫注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
1	早期注意情報				災害への心構えを高める

※情報名称の最終決定は、法制度などとの関係も踏まえ、気象庁・国土交通省が行う

指定避難所について

【基幹避難所（19箇所）】

地域	名称	指定緊急避難場所 (災害種別)			指定避難所	
		地震	土砂	洪水		収容人員 (人)
河内	○河内小学校	○	○	△	○	170
三次	○三次中学校	○	○	△	○	270
十日市	○十日市コミュニティセンター	○	○	△	○	129
栗屋	○栗屋コミュニティセンター	○	△	△	○	23
川地	○川地小学校	○	○	○	○	154
青河	○青河コミュニティセンター	○	○	△	○	36
酒屋	○酒屋コミュニティセンター	○	○	○	○	50
八次	○八次コミュニティセンター	○	○	○	○	100
和田	○和田小学校	○	○	○	○	181
神杉	○神杉小学校	○	○	○	○	150
田幸	○田幸コミュニティセンター	○	○	△	○	45
川西	○川西コミュニティセンター	○	○	△	○	37
君田	○君田生涯学習センター	○	○	△	○	43
布野	○布野生涯学習センター	○	○	△	○	100
作木	○作木山村開発センター	○	△	○	○	94
吉舎	○よっしや吉舎	○	○	△	○	128
三良坂	○三良坂コミュニティセンター	○	○	△	○	174
三和	○みわ総合福祉センター	○	○	○	○	34
甲奴	○甲奴健康づくりセンターゆげんき	○	○	—	○	40
合 計		19	17	7	19	1,860

(凡例等：以下同じ)

△：土砂・洪水を警戒すべき区域であるが、安全を確保できるスペースを有するため、一部の使用を可とする避難所等

○：市で開設

☆：自主防災組織で開設

★：自主防災組織・市で共同開設

※ 小中学校は体育館を使用するが、校長の許可を得て、教室使用する避難所もある。
災害の状況により、校長の許可を得て、教室を使用する。

※ 避難所の収容人員は、通路等を除いた収容可能な区域の面積/4 (㎡) として算出。

※ 収容人員は、避難所として使用が見込まれる部分の床面積から算出したものであり、各施設毎にレイアウトを作成して求めたものではない。

【補助避難所（旧市内27箇所）】

地域	名称	指定緊急避難場所 (災害種別)			指定避難所	
		地震	土砂	洪水		収容人員 (人)
河内	☆河内コミュニティセンター	○	○	△	○	41
三次	☆三次コミュニティセンター	○	○	△	○	110
	○三次小学校	○	○	△	○	192
	○三次市民ホールきりり	○	○	△	○	1,069
	☆三次西健康づくりセンター	○	○	△	○	48
	○三次市福祉保健センター	○	○	△	○	136
十日市	○みよしまちづくりセンター	○	○	△	○	135
	○三次市役所	○	○	△	○	97
	○十日市小学校	○	○	△	○	463
	○十日市中学校	○	○	△	○	364
	★粟屋小学校	○	△	△	○	186
粟屋	☆粟屋西自治交流センター	○	△	○	○	137
川地	☆川地コミュニティセンター	○	○	△	○	28
	☆旧志和地小学校	○	△	○	○	116
	☆JA三次旧川立支店	—	○	○	○	36
青河	★青河小学校	○	○	△	○	126
酒屋	○酒屋体育館	○	○	○	○	179
	★酒河小学校	○	○	○	○	180
八次	★八次中学校	○	○	○	○	43
	☆八次小学校	○	○	△	○	297
	○県立三次中学校・高等学校	○	○	△	○	273
和田	☆和田コミュニティセンター	○	△	△	○	32
神杉	★神杉コミュニティセンター	○	○	○	○	23
田幸	★田幸小学校	○	○	△	○	156
	○塩町中学校	○	○	○	○	346
川西	★川西小学校	○	○	△	○	204
	☆ほしはら山のがっこう	—	○	○	○	32
合 計		25	23	9	27	5,049

○：市で開設

☆：自主防災組織で開設

★：自主防災組織・市で共同開設

【補助避難所（支所管内28箇所）】

地域	名称	指定緊急避難場所 (災害種別)			指定避難所	
		地震	土砂 災害	洪水		収容人員 (人)
君田	★君田小学校	○	○	○	○	210
布野	☆布野小学校	○	○	○	○	232
	☆道の駅ゆめランド布野	○	○	△	○	44
	☆戸河内下会館	—	○	○	○	6
	☆横谷ふるさとセンター	○	○	○	○	185
	☆布野保健福祉センター	○	○	○	○	46
	☆文化センターさくぎ	○	—	○	○	272
作木	☆作木上地区自治交流センター	○	△	○	○	65
	☆作木下地区自治交流センター	○	△	△	○	64
	○日彰館高等学校	○	○	△	○	315
吉舎	○吉舎保健センター	○	○	—	○	33
	☆吉舎コミュニティセンター	○	○	—	○	21
	☆旧安田小学校	○	△	△	○	153
	☆中四字コミュニティセンター	○	○	○	○	32
	☆八幡小学校	○	○	△	○	130
	☆吉舎徳市自治交流センター	○	○	△	○	116
	☆敷地コミュニティセンター	○	○	○	○	154
	○三次市三良坂支所	○	○	△	○	62
三良坂	☆三良坂体育館	○	○	—	○	251
三和	★三和中学校	○	○	○	○	108
	○三次市三和支所	○	△	○	○	16
甲奴	★甲奴小学校（体育館土砂災害警戒区域内）	○	△	○	○	163
	☆美山荘在宅サービスステーション	○	○	○	○	23
	☆有田・福田構造改善センター	○	—	○	○	26
	☆上川コミュニティセンター	○	△	○	○	36
	☆小童コミュニティセンター	○	○	○	○	39
	☆宇賀交流拠点施設	○	○	○	○	87
	☆ジミー・カーターシビックセンター	○	△	○	○	60
合 計		27	20	18	28	3,007

○：市で開設

☆：自主防災組織で開設

★：自主防災組織・市で共同開設

令和7年11月18日

各自主防災組織代表者 様

三 次 市 長
(危機管理監)

地域避難場所の届出について（依頼）

日ごろから、本市の防災行政に御理解・御協力を賜り、お礼申し上げます。
さて、各自主防災組織管内の地域避難場所について、令和7年度内に取消し
や新規に選定された場合は、令和8年3月31日までに、別紙により届出てい
ただきますようお願いいたします。

なお、地域避難所については、下記の観点から、再度、安全性を確認してい
ただきますようお願いいたします。

○ 安全性の確認について

1 洪水

- (1) 「洪水浸水想定区域」の区域外に立地していること。特に中小河川の
洪水浸水想定区域について確認すること。
- (2) 上記の区域内に立地する場合には、洪水に対して安全な構造で、2階
以上の高さがあること。

2 土砂災害

- (1) 「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の区域外に立地
していること。
- (2) 上記の区域内に立地する場合には、強固な構造であって2階以上の高
さがあるか、施設の中に区域外の部分があること。

3 上記(1)又は(2)のいずれか一方を満たす場合

原則として適合する災害に対して開設するものとし、適合しない災害時
には近隣の基幹避難所、補助避難所又は適合する地域避難場所を避難先と
すること。

4 上記(1)又は(2)いずれも満たさない場合

地域避難場所として適切ではないので、他の適切な施設又は場所を検討
すること。

5 その他

安全な地域避難場所を確保することが困難である場合は、自主防災組織
において所有者等と協議の上、民間事業者が所有する施設や個人宅を選定
することも可能であること。

担当：危機管理係 電話：0824-62-6116 FAX：0824-62-2951 (担当者：荒瀬，松田)
--

別紙

地域避難場所の届け出について

〇〇〇自主防災会

○ 新規届出地域避難場所

番号	名 称	住 所	施設管理者又は所有者並びに連絡先	洪水	土砂
1	〇〇集会所	三次市〇〇町 10 番地 1	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	○	○

○ 取消地域避難場所

番号	名 称	住 所	施設管理者又は所有者並びに連絡先	洪水	土砂
1	〇〇集会所	三次市〇〇町 1 番地 1	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	×	×

○ 地域避難場所一覧表

番号	名 称	住 所	施設管理者又は所有者並びに連絡先	洪水	土砂
1	〇〇集会所	三次市〇〇町 10 番地 1	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	○	○
2	〇〇コミュニティセンター	三次市〇〇町 2 番地 2	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	○	○
3	〇〇地域交流館	三次市〇〇町 3 番地 3	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	△	○
4	〇〇神社	三次市〇〇町 4 番地 4	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	○	×
5	〇〇寺	三次市〇〇町 5 番地 5	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	○	△
6	〇〇宅	三次市〇〇町 6 番地 6	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	○	○
7	〇〇公園	三次市〇〇町 7 番地 7	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	○	○
8	〇〇駐車場	三次市〇〇町 8 番地 8	〇〇〇〇 090-〇〇〇〇〇	○	○
9					
10					
11					
12					
13					